

# 特定施設設置届出の手引き

## はじめに

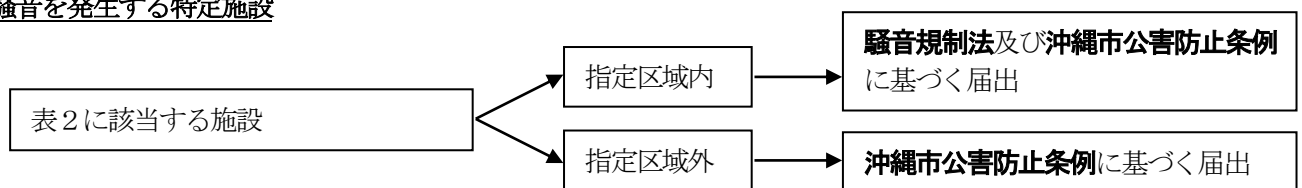
特定施設設置届出は、公害の発生を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的としています。施設設置関係者の皆様におきましては、工場や事業所を設置するにあたっては騒音、振動対策に一層の注意を払い、また届出の有無に関わらず、施設設置場所周辺へ十分ご配慮ください。

## 1. 届出の種類

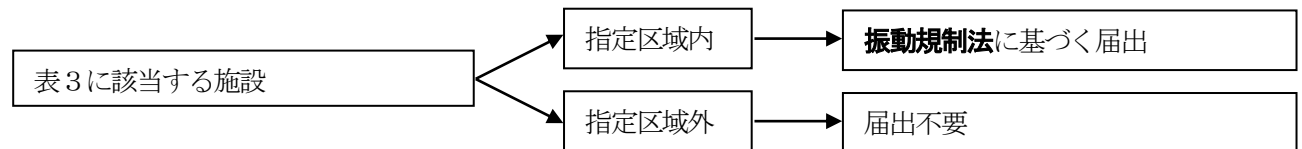
特定施設は著しい騒音又は振動を発生する施設で、騒音規制法施行令別表第1及び振動規制法施行令別表第1並びに沖縄市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる施設をいいます（表2、表3参照）。

これらの施設を沖縄市内で設置する場合は、その施設を設置する場所の規制地域の指定状況（表1）に応じて、次の要領で届出をして下さい。

### ◆騒音を発生する特定施設



### ◆振動を発生する特定施設



## 2. 届出の方法

特定施設を設置する工事開始日の30日前までに届出して下さい。

届出は、届出書様式に次の書類を添付して、2部提出して下さい。

- ① 周辺付近見取図（近隣主要施設、住居、縮尺、方角も示すこと）
- ② 工場敷地内見取図（敷地境界、特定施設配置、縮尺、方角も示すこと）
- ③ 騒音又は振動防止の方法（下記「3. 届出書の記入要領」を参照）

## 3. 届出書の記入要領

### (1) 届出者

特定施設の管理者であること。管理者が法人の場合は代表者の氏名も記入すること。

### (2) 工場又は事業場の事業内容

自動車部品加工業、製材業、学校、病院など具体的に記載する。

### (3) 騒音及び振動防止の方法

特定施設設置後の騒音・振動予測計算書を添付し、指定区域内である場合は、予測値が指定区域の規制基準を超えないことを明示する。

### (4) 特定施設の種類

「2 空気圧縮機及び送風機」や「19-イ 天井走行クレーン」などのように記入する。

## 特定施設設置届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄市長様

氏名 上地〇〇印刷株式会社  
代表取締役 上地〇〇郎  
届出者 担当者 上地〇〇子  
住所 沖縄市上地〇丁目〇〇の〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	上地〇〇印刷株式会社	※ 整 理 番 号			
工場又は事業場の 所 在 地	上地〇丁目〇〇の〇〇	※ 受 理 年 月 日	年 月 日		
工場又は事業場の 事 業 内 容	印 刷 業	※ 施 設 番 号			
常 時 使 用 す る 従 業 員 数	〇〇人	※ 審 査 結 果			
△ 騒 音 防 止 の 方 法	別紙のとおり。	※ 備 考			
特定施設の種別	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2 送風機	〇〇社製 XX-△△△	〇〇kW	1	8:30	17:30
9 印刷機械	〇〇社製 XX-△△△	〇〇kW	2	同上	同上

- 備 考
- 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

※様式等は市公式HPから  
ダウンロードできます →



特定施設設置届出の手引き (R6.4.1)  
沖縄市役所 市民部 環境課 環境衛生係  
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL 098-939-1212 (内線2227)  
Mail a34eisei@city.okinawa.lg.jp

表1 規制地域の指定状況

	用途地域	騒音規制法	振動規制法	沖縄市区域
指定区域内	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	安慶田、明道、泡瀬、上地、嘉間良、久保田、越来、胡屋、城前町、住吉、園田、中央、照屋、仲宗根町、東、松本、美里、美原、南桃原、室川、諸見里、八重島、山内、山里の全域
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 準住居地域 字与儀の一部※	第2種区域		
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域	海邦、知花、登川、与儀(※)、比屋根、高原、桃原、古謝、大里、宮里の一部地域
	工業地域	第4種区域		
指定区域外	(用途未指定地域)			池原、倉敷の全域 知花、登川、与儀、比屋根、高原、桃原、古謝、大里、宮里の一部地域

※与儀の一部地域(国道329号線以東)については用途地域未指定であるが、規制地域に含まれる。

表2 騒音に係る特定施設の種類の種類(特別の記載がない数値は原動機の定格出力を示す。)

特定施設の種類の種類(騒音)		騒音規制法	沖縄市公害防止条例
金属加工機械	圧延機械	1-イ (合計22.5kW以上)	1-イ (合計22.5kW以上)
	製管機械	1-ロ	1-ロ
	ベンディングマシン	1-ハ (ロール式かつ3.75kW以上)	1-ハ (ロール式かつ3.75kW以上)
	液圧プレス	1-ニ (矯正プレスを除く)	1-ニ (矯正プレスを除く)
	機械プレス	1-ホ (呼び刃圧能力294kN以上)	1-ホ (呼び刃圧能力30重量t以上)
	せん断機	1-ヘ (3.75kW以上)	1-ヘ (3.75kW以上)
	鍛造機	1-ト	1-ト
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	1-チ
	プラスト	1-リ (タンブラスト以外かつ密閉式を除く)	1-リ (タンブラスト以外かつ密閉式を除く)
	タンブラー	1-ヌ	1-ヌ
	切断機	1-ル (といしを用いるもの)	1-ワ (高速度切断機)
	製錠機	—	1-ル
	製釘機	—	1-ワ
	平削盤	—	1-カ
	型削盤	—	1-ヨ
研摩機	—	1-タ	
自動やすり目立機	—	1-レ (1.5kW以上)	
空気圧縮機(冷凍機を除く)		2 空気圧縮機及び送風機(7.5kW以上)	2 (3.75kW以上)
送風機(排風機を含む)		(圧縮機は一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	3 (3.75kW以上)
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	3 (7.5kW以上)	4-イ (7.5kW以上)
	食品加工用粉砕機	—	4-ロ
	その他の用に供する粉砕機	—	4-ハ (破砕機及び摩砕機含む)
繊維機械	織機	4 (原動機を用いるもの)	5-イ (原動機を用いるもの)
	紡績機械	—	5-ロ
	編組機	—	5-ハ
	ねん糸機	—	5-ニ
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上)	6-イ (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上)
	アスファルトプラント	5-ロ (混練機の混練重量が200kg以上)	6-ロ (混練機の混練重量が200kg以上)

表2 騒音に係る特定施設の種類の種類 (続き)

穀物用製粉機		6 (ロール式かつ7.5kW以上)	7 (ロール式かつ7.5kW以上)
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	8-イ
	チップパー	7-ロ (2.25kW以上)	8-ロ (2.25kW以上)
	碎木機	7-ハ	8-ハ
	帯のご盤	7-ニ (製材用は15kW以上 木工用は2.25kW以上)	8-ニ (0.75kW以上)
	丸のご盤	7-ホ (製材用は15kW以上 木工用は2.25kW以上)	8-ホ (0.75kW以上)
	かんな盤	7-ヘ (2.25kW以上)	8-ヘ (0.75kW以上)
抄紙機		8	9
印刷機械		9 (原動機を用いるもの)	10 (原動機を用いるもの)
合成樹脂用射出成形機		10	11
鋳造型機		11 (ジョルト式のもの)	12 (ジョルト式のもの)
ニューマチツクハンマー		—	13
ロール機		—	14
自動製びん機		—	15
ドラムかん洗浄機		—	16
ロータリーキルン		—	17
重油バーナー		—	18 (重油使用量が15L/h以上)
走行 クレーン	天井走行クレーン	—	19-イ (7.5kW以上)
	門型走行クレーン	—	19-ロ (7.5kW以上)
集じん装置		—	20
冷凍機 (エコキュートを含む)		—	21 (7.5kW以上)
原動機※	ディーゼルエンジン	—	22-イ (船舶又は車両等の原動機を除き7.5kW以上)
	ガソリンエンジン	—	22-ロ (船舶又は車両等の原動機を除き7.5kW以上)
クーリングタワー		—	23 (0.75kW以上)
精米機		—	24
商業宣伝を目的として使用する拡声機		—	25

※原動機を備えている場合でも、ディーゼルやガソリンを燃料としないもの、固定して使用されないものは除く。

表3 振動に係る特定施設の種類の種類 (特別の記載がない数値は原動機の定格出力を示す。)

特定施設の種類の種類 (振動)		振動規制法	沖縄市公害防止条例
金属加工 機械	液圧プレス	1-イ (矯正プレスを除く)	—
	機械プレス	1-ロ	—
	せん断機	1-ハ (1kW以上)	—
	鍛造機	1-ニ	—
	ワイヤーフォーミングマシン	1-ホ (37.5kW以上)	—
圧縮機 (冷凍機を除く)		2 (7.5kW以上) (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		3 (7.5kW以上)	—
織機		4 (原動機を用いるもの)	—
コンクリートブロックマシン		5 (合計2.95kW以上)	—
コンクリート管製造機械		5	—
コンクリート柱製造機械		5 (合計10kW以上)	—
木材加工 機械	ドラムバーカー	6-イ	—
	チップパー	6-ロ (2.2kW以上)	—
印刷機械		7 (2.2kW以上)	—
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		8 (カレンダーロール機以外かつ30kW以上)	—
合成樹脂用射出成形機		9 (ジョルト式のものに限る。)	—